入札時の注意点

必ずお読みください。

●入札時に入札書ごとに，入札書とともに，暴力団員等に該当しない旨の「**陳述書**」を提出する必要があります。

●また，上記陳述書の「陳述」欄「□自己の計算において・・・ありません。」の□のチェックは，入札者が他人から資金の提供を受けて入札に参加する場合など「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者」がいる場合のみチェックするものです。チェックを入れた場合には，陳述書の注意書８を参照の上，必ず別紙も添付してください。

●上記陳述書（□にチェックを入れた場合の別紙を含む。）は，入札時に提出がないと無効になります（追完不可）。また，記載に不備があった場合，入札が無効になる場合があります。

■暴力団員等や，役員に暴力団員等がいる法人は，買受人となれません。

■暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は，買受人となれません。

◈旭川地方裁判所における入札に関してご不明な点は，旭川地方裁判所執行官室にお問合せください。

令和　7年（ケ）第　　34号

期　間　入　札　の　公　告

令和　8年11月　6日
旭川地方裁判所民事部
裁判所書記官　伊　藤　早　穂

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和　8年11月27日から 令和　8年12月　4日まで	
開札期日	日　時 場　所	令和　8年12月　8日　午前10時00分 旭川地方裁判所売却場
売却決定期日	日　時 場　所	令和　8年12月24日　午前　9時50分 旭川地方裁判所民事部
特別売却実施期間	令和　8年12月　9日から 令和　8年12月16日まで	
買受申出の保証の提供方法	下記のいずれかによる。 （1）当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 （2）銀行，損害保険会社，農林中央金庫，商工組合中央金庫，全国を地区とする信用金庫連合会，信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。	
買受申出の資格の制限（民事執行規則33条）	☆印を付した物件は農地であるので，権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り，買受申出をすることができます。	

一般の閲覧に供するため，物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和　8年11月　6日から当庁競売係書記官室に備え置きます。

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和７年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	620, 000 496, 000	一括	124, 000	27, 149	5, 817
1	230, 000				
2	390, 000				
備考					

令和　7年（ケ）第　　３４号

物　件　目　録

１　所　　在　　旭川市末広八条二丁目

　　地　　番　　５３９２番８

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　２１８．１８平方メートル

２　所　　在　　旭川市末広八条二丁目　５３９２番地８

　　家屋　番号　　５３９２番８

　　種　　類　　居宅

　　構　　造　　木・鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺３階建

　　床　面　積　　１階　１６．２０平方メートル
　　２階　７３．７１平方メートル
　　３階　５６．７０平方メートル

令和　7年（ケ）第　　34号

物　件　明　細　書

令和　8年　3月23日
旭川地方裁判所民事部
裁判所書記官　藤　田　茂　幸

1　不動産の表示
【物件番号1，2】
別紙物件目録記載のとおり

2　売却により成立する法定地上権の概要
なし

3　買受人が負担することとなる他人の権利
【物件番号1，2】
なし

4　物件の占有状況等に関する特記事項
【物件番号2】
本件所有者が占有している。

5　その他買受けの参考となる事項
なし

《注　　意　　書》

1　本書面は，現況調査報告書，評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり，関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。

2　記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし，記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので，必ず，現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。

3　買受人が，占有者から不動産の引渡しを受ける方法として，引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は，「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

4　対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意

味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5　各種「詳細説明」は，競売係書記官室（記録閲覧スペース）では通常別ファイルとして備え付けられています。

（このほか，ＢＩＴのお知らせメニューにも登載されています。）

令和　7年（ケ）第　　34号

物　件　目　録

1　所　　在　　旭川市末広八条二丁目

　　地　　番　　５３９２番８

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　２１８．１８平方メートル

2　所　　在　　旭川市末広八条二丁目　５３９２番地８

　　家屋　番号　　５３９２番８

　　種　　類　　居宅

　　構　　造　　木・鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺３階建

　　床　面　積　　１階　１６．２０平方メートル
　　２階　７３．７１平方メートル
　　３階　５６．７０平方メートル

令和７年(ケ)第３４号
令和８年１月６日受理
令和８年１月３０日提出

現況調査報告書

旭川地方裁判所

執行官　古　杉　憲　一

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

令和　7年（ケ）第　　34号

物　件　目　録

1　所　　在　　旭川市末広八条二丁目

　　地　　番　　５３９２番８

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　２１８．１８平方メートル

2　所　　在　　旭川市末広八条二丁目　５３９２番地８

　　家屋　番号　　５３９２番８

　　種　　類　　居宅

　　構　　造　　木・鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺３階建

　　床　面　積　　１階　１６．２０平方メートル
　　２階　７３．７１平方メートル
　　３階　５６．７０平方メートル

不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	住居表示（なし）
土地	物件１
現況地目	■宅地（物件１）　□公衆用道路（物件　　）　□　　（物件　　）
形状	□公図のとおり　□地積測量図のとおり □建物図面（各階平面図）のとおり　■土地建物位置関係図（概略）のとおり □地積図のとおり
占有者及び占有状況	■土地所有者　□その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している □「占有者及び占有権原」のとおり
下記以外の建物（目的外建物）	■ない □ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）
その他の事項	「その他の事項」のとおり
建物	物件２
種類、構造及び床面積の概略	■公簿上の記載とほぼ同一である □公簿上の記載と次の点が異なる（□主たる建物　□附属建物） □種　類： □構　造： □床面積：
物件目録にない附属建物	■ない □ある　種　類： 構　造： 床面積：
占有者及び占有状況	■建物所有者　□その他の者 上記の者が本建物を住居（空き家）として使用している □「占有者及び占有権原」のとおり
上記以外の敷地（目的外土地）	■ない □ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）
その他の事項	「その他の事項」のとおり
執行官保管の仮処分	■ない □ある　地方裁判所　　支部　令和　　年（　）第　　号 保管開始日　令和　　年　　月　　日
土地建物の位置関係	□建物図面（各階平面図）のとおり　■土地建物位置関係図（概略）のとおり

その他の事項

■1　積雪のため本件土地上に境界標を確認することはできなかったが、地積測量図等を基に実地において概測を行ったところ、本件土地はほぼ同図等のとおりと思われるが、正確には測量を要する。

2　本件土地は、略北西側で市道と概ね等高に接面しており、本件建物の敷地として利用されている。

3　本件建物の１階は半地下車庫（以下「車庫」という。）となっており、２階が建物の出入口となっている。

4　本件建物の３階には、ベランダ（約７．２９平方メートル）が存在するが、その構造から本件建物の床面積には算入していない。

5　本件建物には、以下のとおり損傷、劣化、汚損等が存在する。

(1)　各部屋の壁、床の汚れ
(2)　２階台所付近の床の汚損
(3)　２階ユーティリティ内の床の汚損
(4)　３階洋室３の壁クロスの剥離
(5)　玄関灯の損傷
(6)　外壁の一部剥離

6　本件建物には上記のほか、全体として経年相当の劣化は存在するものと思われる。

7　本件建物の２階及び３階の床にペット用の餌と思われる物が散乱しており、室内に動物臭が感じられるなど、室内で小動物を飼育していた形跡が見られる。

8　本件建物は現在空き家状態であるため、２階に設置された給湯ボイラーを含む設備稼働の可否については不明である。

9　所有者及び所有者から本件建物等の任意売却を依頼されている不動産業者担当者（以下「不動産業者担当者」という。）の陳述によると、概要以下のとおり。

・　本件建物は令和４年７月頃から令和７年９月頃まで所有者の知人が使用しており、室内にはこの知人が設置したクーラーがそのままになっている。
・　令和７年１２月に本件建物の台所及び風呂場の二か所で水道管が破裂し漏水したが、他の部屋に浸水することはなかった。水道局担当者によって水道の元栓は閉栓され、損傷した水道管も補修業者による修理が完了している。この漏水は水道の利用契約期間外に生じたため、水道料金は発生していないと説明を受けている（今回の調査で台所、風呂場及びその周辺の床を見分した限りでは漏水場所を特定できず、漏水を原因とする損傷の痕跡は確認できなかった。）。
・　所有者の知人が本件建物を使用していた頃、冬期に屋根からの落雪が隣地に越境することがあり、隣地所有者と数回口論が発生したと聞いている（落雪への対応等に注意を要する。）。
・　所有者は車庫のシャッターの鍵を見たことがなく、所有者が居住中はシャッターを施錠したことはない。

10　車庫は積雪のため全体像の撮影は困難であり、本報告書の添付写真は一部分の撮影となっている。又調査時点ではシャッターが開かず内部の確認はできなかった（施錠、又は冬期凍結による固着が原因と思われる。）。

11　上記の他「関係人の陳述等」のとおり

関係人の陳述等

陳述者 （当事者等との関係）	陳述内容等
■ 所有者	1　本件建物には約１０年前まで住んでいました。その後令和４年７月頃から令和７年９月頃まで知人に貸していました。現在は空き家ですが、その知人が設置したクーラーがそのままになっています。 2　本件建物等の任意売却を依頼している不動産業者から、昨年１２月に水道管が破裂したと聞いています。それ以外に水漏れの経験はなく、雨漏りもありません。 3　敷地の範囲について隣地所有者と争いになったことはありませんが、知人に貸していた時に、知人から冬期の落雪で隣地所有者と数回口論になったと聞いています。 4　車庫のシャッターの鍵は見たことがないので、本件建物に住んでいた頃は一度も施錠したことはありません。
■ 不動産業者担当者	1　本件建物は昨年１２月に水道管が破裂しましたが、補修は完了しています。破裂場所は台所と風呂場の二か所です。他の室内に浸水することはありませんでした。 2　水道局の方が水道の元栓を閉めており、水道の利用契約期間外であったことから水道料金は発生しないと説明を受けています。

調　査　の　経　過		
調　査　の　日　時	調　査　の　場　所　等	調　査　の　方　法　等
R8年1月6日（火） 14:00－14:10	旭川市役所	税務関係資料交付申請書提出
R8年1月6日（火） 15:20－15:50	物件所在地	物件確認、写真撮影等
R8年1月6日（火） 16:50－17:00	所有者住所地	調査期日調整のため訪問（不在）、事務連絡投函
R8年1月7日（水） 15:40－15:50	旭川市役所	税務関係資料受領
R8年1月8日（木） 10:30－10:45	執行官室	所有者から事情聴取（電話）
R8年1月9日（金） 15:30－15:40	執行官室	本件建物の鍵を管理している不動産業者担当者に対し、同鍵の貸与依頼を電話連絡（代表者が不在であり、同人でなければ対応不可とのことで返答待ちとなる。）
R8年1月16日（金） 10:00－10:10	執行官室	返答がないため不動産業者担当者に対し再度架電。１月２０日午前１０時に本件建物の鍵を受取りに行くことについて了承を得る。
R8年1月20日（火） 10:15－10:25	不動産業者（旭川市4条西7丁目2）	不動産業者担当者から本件建物の鍵を受領、事情聴取
R8年1月22日（木） 10:00－10:30	物件所在地	立入調査準備（除雪）
R8年1月22日（木） 13:15－14:00	物件所在地	立入調査、写真撮影、立会人Ａ同行
R8年1月23日（金） 14:10－14:20	執行官室	所有者から事情聴取（電話）
R8年1月23日（金） 15:00－15:10	不動産業者（旭川市4条西7丁目2）	不動産業者担当者に本件建物の鍵を返還

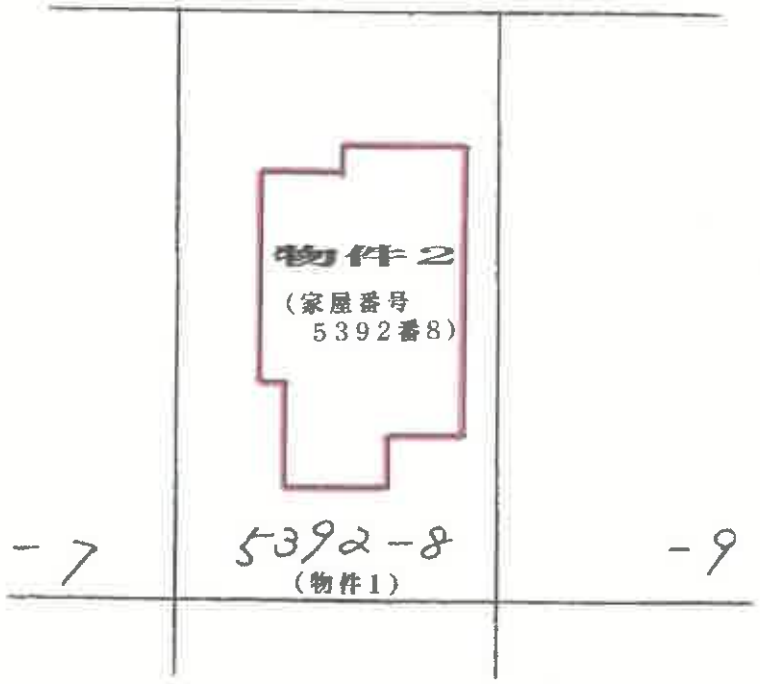
（特記事項）
令和８年１月２２日
　目的物件は不在で施錠されていたので、立会人Ａを立ち会わせ、当職があらかじめ不動産業者担当者から借りていた鍵で解錠して建物内に立ち入った。

土地建物位置関係図（概略）

１：２５０



道　路

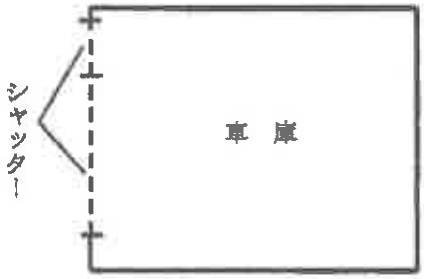


＊　上記形状は２階部分を基に作成したものである。

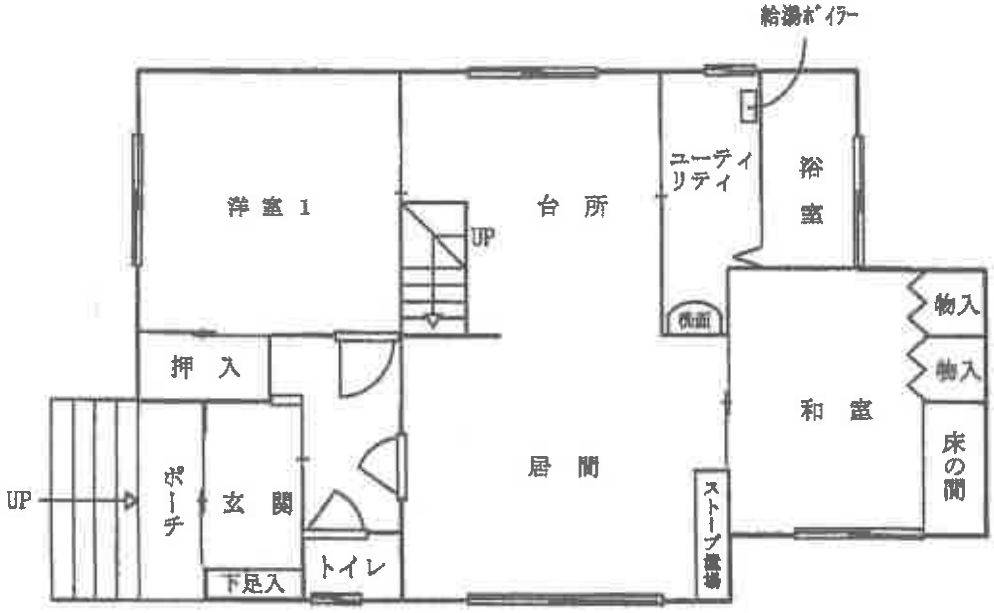
建物間取図 (概略)

1：100

1 階



2 階

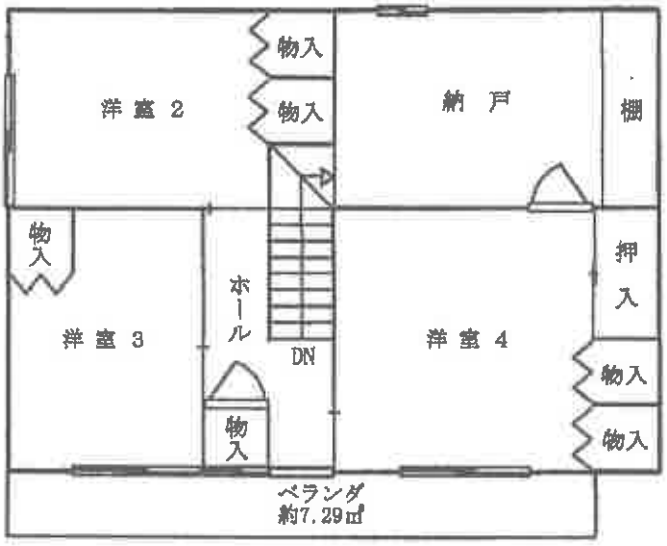


(7 枚目)

建物間取図 (概略)

1：100

3 階



(よ 枚目)

写真用台紙（令和７年（ケ）第３４号）

1



本件建物の外観、本件土地の形状

2



同上

3



2階居間

4



2階和室

5



2階洋室1

6



2階台所

7



2階ユーティリティ

8



2階ユーティリティ内の洗面台

9



2階浴室

10



3階洋室2

11



3階洋室3

12



3階洋室4

13



3階洋室4から通じる納戸

14



ベランダ

15



２階台所付近の床の汚損

16



２階ユーティリティ内の床の汚損

17



３階洋室３の壁クロスの剥離

18



外壁の一部剥離

19



玄関灯の損傷

20



1階半地下車庫

裁判官認印

事件の表示　　令和７年（ケ）第３４号

電　話　聴　取（報　告）書

回答者（発信者）　　評価人　　吉　　田　　仁

取　　扱　　者　　旭川地方裁判所民事部
裁判所書記官　　伊　藤　早　穂

回答又は受信日　　令和８年９月２８日午後１時４３分

要　　旨

不動産の所在する場所の環境，その種類，経済状況，手続の経過その他諸般の事情に鑑み，令和８年６月２５日に見直した評価額から４０％の減価が相当と考える。

売却基準価額の変更

不動産の現況，利用状況，手続の経過，評価人の意見，類似物件における裁判所の売却実績その他諸般の事情を総合的に考慮して売却基準価額を次のとおり変更する。

（計算式）

（１）	¥390,000	×	0.60	≒	¥230,000
（２）	¥660,000	×	0.60	≒	¥390,000
		×		≒	
		×		≒	
		×		≒	
		×		≒	
		×		≒	
		×		≒	
		×		≒	
		×		≒	

上記のすべての物件　　¥620,000

※　減価すると10,000円未満となる物件は，減価しない。

裁判官認印

事件の表示　　令和７年（ケ）第３４号

電　話　聴　取（報　告）書

回答者（発信者）　　評価人　　吉　　田　　仁

取　　扱　　者　　旭川地方裁判所民事部
裁判所書記官　　伊　藤　早　穂

回答又は受信日　　令和８年６月２５日午後３時４５分

要　　旨

不動産の所在する場所の環境，その種類，経済状況，手続の経過その他諸般の事情に鑑み，令和８年２月２日付評価書記載の評価額から４０％の減価が相当と考える。

売却基準価額の変更

不動産の現況，利用状況，手続の経過，評価人の意見，類似物件における裁判所の売却実績その他諸般の事情を総合的に考慮して売却基準価額を次のとおり変更する。

（計算式）

（１）	¥650,000	×	0.60	≒	¥390,000
（２）	¥1,100,000	×	0.60	≒	¥660,000
		×		≒	
		×		≒	
		×		≒	
		×		≒	
		×		≒	
		×		≒	
		×		≒	
		×		≒	

上記のすべての物件　　¥1,050,000

※　減価すると10,000円未満となる物件は，減価しない。

令和７年（ケ）第３４号
令和８年　１月２２日　現地調査
令和８年　２月　２日　評　　価

旭川地方裁判所　御中

評　　価　　書

評価人　不動産鑑定士

吉　田　　仁

第１　評価額

一　括　価　格	
金　１，７５０，０００　円	
内　訳　価　格	
物件１（土地）	金　　６５０，０００　円
物件２（建物）	金　１，１００，０００　円

１　一括価格は、物件１～２の各不動産について、一括売却（民事執行法６１条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
２　内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
３　物件１の内訳価格は物件２のための敷地利用権等価格を控除した価格であり、物件２の内訳価格は当該敷地利用権等付建物としての価格である。

第２　評価の条件

１　本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
　したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。

２　評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。

３　現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。

４　物件に関する情報提供の内容は、民事執行法５８条４項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第３　目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番号	所在等	登記	現況
1	所在 地番 地目 地積	旭川市末広８条２丁目 ５３９２番８ 宅地 ２１８．１８㎡	
2	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	旭川市末広８条２丁目５３９２番地８ ５３９２番８ 居宅 木・鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺３階建 １　階　１６．２０㎡ ２　階　７３．７１㎡ ３　階　５６．７０㎡	

第４　目的物件の位置・環境等

１　土地の概況及び利用状況等（物件１）

位置・交通	ＪＲ函館本線「旭川」駅の北方・道路距離約８ｋｍ、最寄交通機関たる道北バス「敬生園入口」停留所の南西方・道路距離約２５０ｍ。 （別添「位置図」参照）	
付近の状況	周辺は、戸建住宅が建ち並んだ郊外の一般住宅地域である。	
主な公法上の規制等 （道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化区域 第１種低層住居専用地域 ４０％ ６０％ なし 宅地造成等工事規制区域、景観計画区域
画地条件	規　模：２１８．１８㎡ 形　状：長方形 地　勢：概ね平坦	
接面道路の状況	以下の街路に等高接面した中間画地である。 北西側：約１１ｍの舗装市道（建築基準法第４２条１項１号該当）	
土地の利用状況等	物件２の建物敷地として利用されている（別添・土地建物位置関係図のとおり）。	
供給処理施設	上水道：あり ガス配管：あり 下水道：あり	
特記事項	対象土地については、現地調査及び土地・建物登記簿等による過去の履歴調査の結果、土壌汚染の可能性は確認できなかった。但し、評価人としての調査は限界があるため、詳細については専門家による調査を要するものである。	

2　建物の概況及び利用状況（物件２）

区　　分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日(登記記載)：昭和５５年８月２０日新築。 経　過　年　数：４５年 経済的残存耐用年数：３年
仕　　様	構　造：木・鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺３階建 屋　根：長尺カラートタン葺 外　壁：モルタル塗り 内　壁：ビニールクロス等 天　井：ビニールクロス等 　床　：フローリング等 設　備：電気、水道、水洗トイレ、給湯ボイラー等 その他：特になし
床面積（現況）	第３項目的物件欄記載のとおり、延床面積は１４６．６１㎡。
現況用途等	階　　層：３階建 現況用途：居宅 間取り：別添・建物間取図のとおり（５ＬＤＫ＋納戸＋車庫）
品　　等	普通
保守管理の状態	劣る
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり
特記事項	・１階は半地下車庫となっており、実階的に２階が建物の主要出入口となっている。 ・外壁に部分的に剥がれがあり、内部も２階台所付近やユーティリティ内の床の汚損、３階洋室３の壁クロスの剥離が認められるなど、全体的に汚れ・傷みが目立つ状態にある。 ・令和７年１２月に風呂場と台所で、水道管の破裂があり漏水したとのことであるが、当該漏水を原因とする損傷の痕跡は確認できなかった。 ・ペットを飼育していた形跡が認められる。 ・玄関灯が損傷している ・建物設備の稼働の可否は不明である。 ・冬期に屋根からの落雪が隣地に越境することがあるとのことである。 ・本件建物は建築確認申請がなされているが、工事完了検査済証の交付は受けていない。

第５　評価額算出の過程

１　基礎となる価格

（１）建付地価格（物件１）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 （円／㎡） ア	個別 格差 イ	地積 （㎡） ウ	建付減価 エ	建付地価格 （円） ア×イ×ウ×エ＝オ
1	8,000	1.00	218.18	1.00	1,745,000

ア　標準画地価格：第６　参考価格資料記載の地価公示標準地との規準、比準価格及び類似地域所在の取引事例価格等を比較考量のうえ、標準画地価格を８，０００円/㎡と査定した。

イ　個別格差：特になし。

ウ　地積：登記数量による。

エ　建付減価：建物と敷地との適応状態等を考慮した結果、建付減価は不要と判断した。

（２）建物価格（物件２）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

番号	再調達原価 （円／㎡） ア	現況延床 面積（㎡） イ	現価率 ウ	建物の価格（円） ア×イ×ウ＝エ
2	180,000	146.61	0.04	1,056,000

ウ　現価率：定額法を採用、観察減価率▲３０％

$$\frac{3}{45+3} \times (1-0.30) \fallingdotseq 0.04$$

２　評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

①　土地利用権等価格

番号	建付地価格（円） ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格（円） ア×イ＝ウ
1	1,745,000	0.40	法定地上権	698,000

イ　土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を４０％と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格（円）[1(1)オ,1(2)エ] ア	土地利用権等価格の控除及び加算（円）（2①ウ）イ	占有減価修正 ウ	市場性修正 エ	競売市場修正 オ	その他の控除減価（敷金等） カ	評価額（円）（ア±イ）×ウ×エ×オ×カ（万円未満切捨）
1	1,745,000	－ 698,000		0.90	0.70	－	650,000
2	1,056,000	＋ 698,000	－	0.90	0.70	－	1,100,000
一括価格（合計）							1,750,000

ウ 占有減価修正：修正の必要がない。
エ 市場性修正：この種の不動産の市場性を考慮するとともに、目的物件の個別的要因等を十分考慮した結果、建築基準法上の完了検査を受けていないところから、市場性における減価率－１０％を計上した。
オ 競売市場修正：第２の評価条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。
カ その他の控除減価(敷金等)：なし。

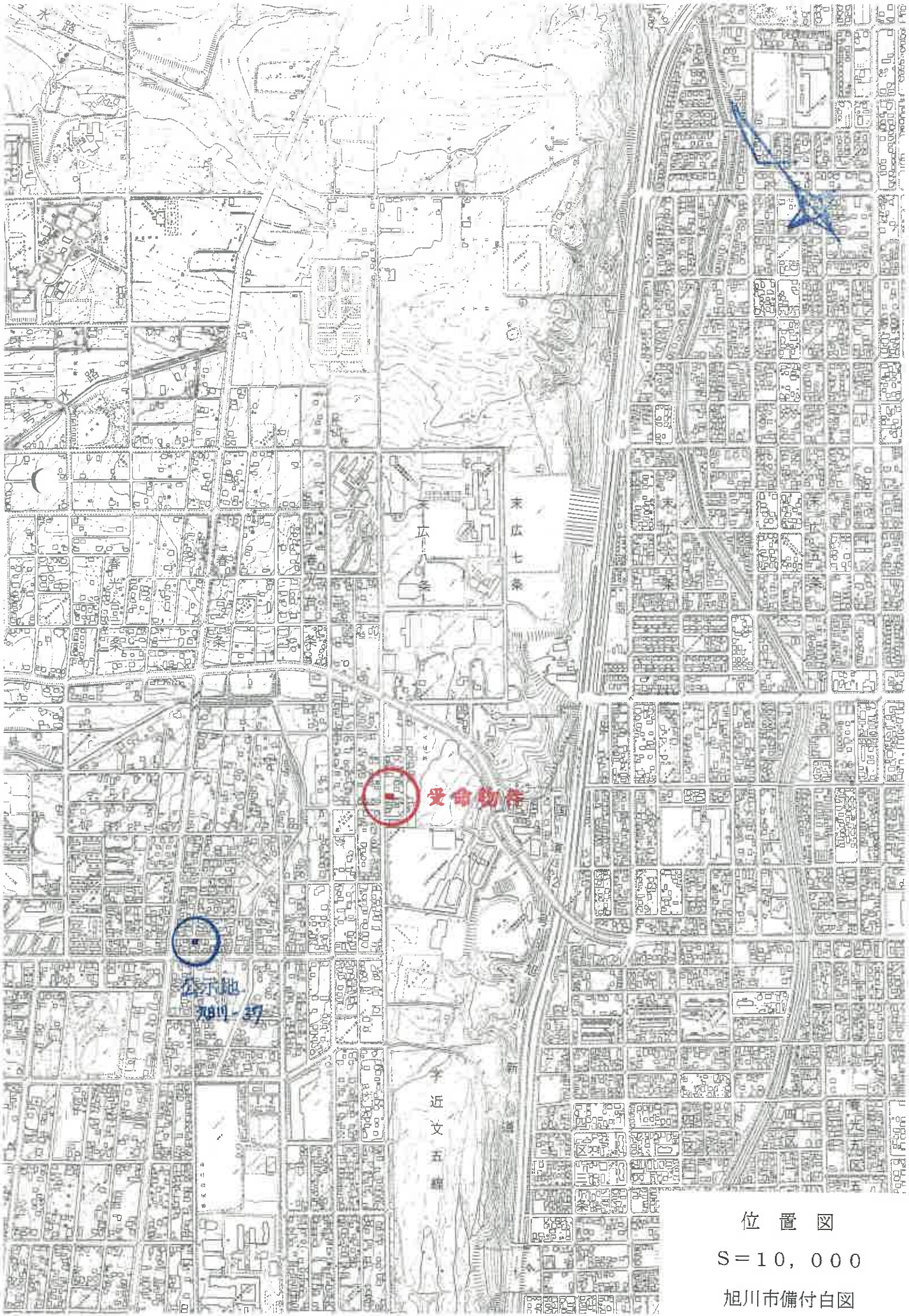
第６ 参考価格資料

地価公示標準地価格（旭川－３７）
所　　在：旭川市春光台２条４丁目３番１２
　　「春光台２条４－３－１４」
価　　格：７，８００円／㎡
位　　置：ＪＲ函館本線「旭川」駅の北方道路距離約８．１ｋｍ
価格時点：令和７年１月１日
地　　積：２５７㎡
供給処理施設：水道、ガス、下水
接面街路：北東８ｍ市道
用途指定等：市街化区域、第１種低層住居専用地域(建ぺい率４０％，容積率６０％)
地域の概要：一般住宅が建ち並ぶ高台の住宅地域

第７ 附属資料の表示

１ 受命物件の位置図
２ 法務局備付図面写し
３ 土地建物位置関係図
４ 建物平面図
５ 建物間取図

以 上



位　置　図

S＝10，000

旭川市備付白図

登記年月日：昭和48年11月21日

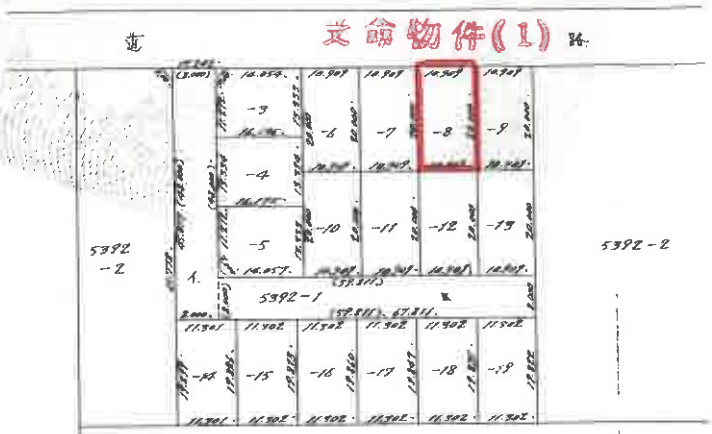
115380

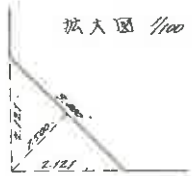
土地所在図 地積測量図

地番	5392-1 -3～-19
土地の所在	旭川市末広8条2丁目

本図面はＡ３判をＡ４判に縮小したものである

作製年月日 昭和48年11月21日





3.000 × 1500 × 1/2 = 2.25000

5392-1	A.	48.000 × 8.000 + (2.250×2) =	388.50000	
	B.	59.811 × 8.000 + 2.250 =	480.73800	
			869.23800	
-3		13.333 × 16.175 − 2.2500 =	215.41127	
-4		13.334 × 16.175 =	215.67745	
-5		13.333 × 16.175 − 2.2500 =	215.41127	
-6		10.908 × 20.000 =	218.18000	
-7		10.909 × 20.000 =	218.18000	
-8		10.909 × 20.000 =	218.18000	
-9		10.909 × 20.000 =	218.18000	
-10		10.909 × 20.000 =	218.18000	
5392-11		10.908 × 20.000 =	218.18000	
5392-12		10.908 × 20.000 =	218.18000	
-13		10.909 × 20.000 =	218.18000	
-14		(19.899+19.886) × 11.301 × 1/2 =	224.80514	
-15		(19.886+19.873) × 11.302 × 1/2 =	224.67810	
-16		(19.873+19.860) × 11.302 × 1/2 =	224.53318	
-17		(19.860+19.847) × 11.302 × 1/2 =	224.38425	
-18		(19.847+19.835) × 11.302 × 1/2 =	224.24298	
5392-19		(19.835+19.822) × 11.302 × 1/2 =	224.10170	
		合計	4603.92134	

縮尺	1/1,000	1/

（日本土地家屋調査士会連合会用紙）

S48.11.21

法務局備付図面写し

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
（旭川地方法務局管轄）
令和7年10月29日 東京法務局
登記官

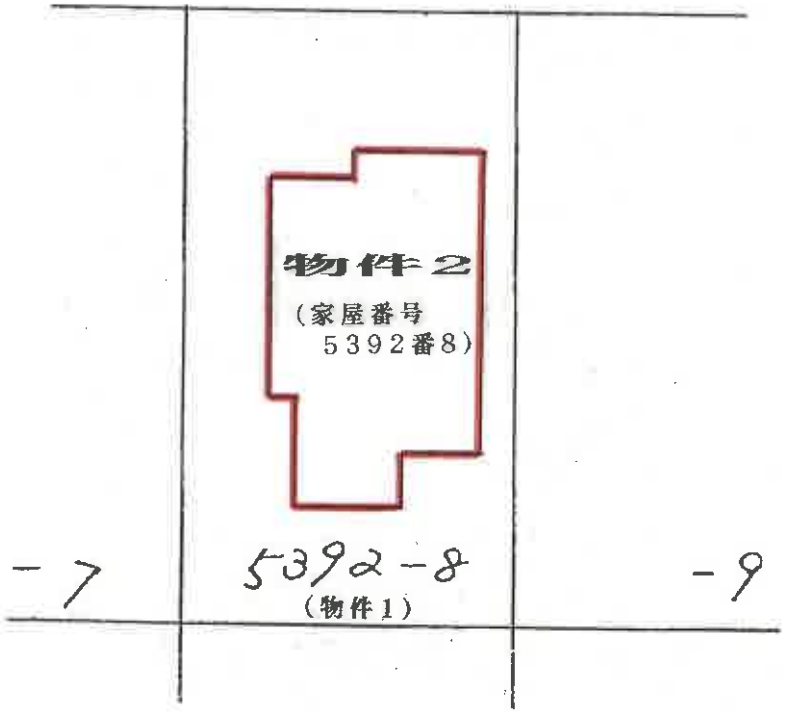
地図整理番号：M93687

土地建物位置関係図（概略）

１：２５０



道　路

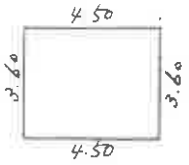


＊　上記形状は２階部分を基に作成したものである。

建物平面図

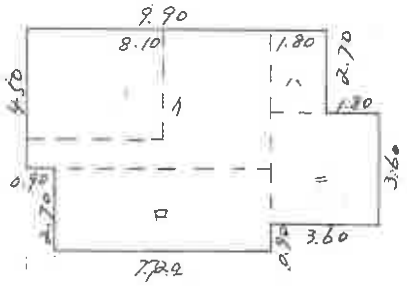
1：250

1階



3.60 × 4.50 = 16.20 m²

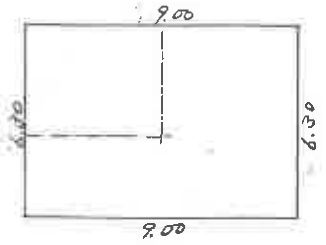
2階



イ 8.10 × 4.50 = 36.45
ロ 7.20 × 2.70 = 19.44
ハ 2.70 × 1.80 = 4.86
ニ 3.60 × 3.60 = 12.96

73.71 m²

3階

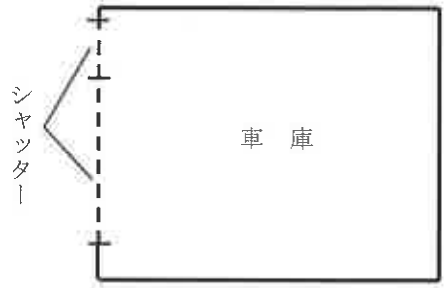


9.00 × 6.30 = 56.70 m²

建物間取図

1：100

1　階



2　階



建 物 間 取 図

1 : 1 0 0

3 階

